

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和6年8月9日から同年12月9日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年8月9日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ宮田町店
所在地 下関市宮田町一丁目8番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
合同会社リバーフィールド	下関市本町二丁目1番11号	中村 高志

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	令和6年3月1日 経営統合

4 届出年月日

令和6年7月25日